

学校感染症罹患児の登校停止期間

病名		登校停止期間	登校許可書の提出要否
1	インフルエンザ(様疾患)	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで	×
2	百日せき	特有の「せき」が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで	○
3	麻疹	解熱後 3 日、せき、発疹が軽快するまで	○
4	風疹	発疹が消退するまで	○
5	水痘・带状疱疹	全発疹が痂皮化するまで(带状疱疹は医師の判断に従う)	○
6	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	○
7	咽頭結膜熱	発熱、咽頭及び結膜の発赤消失後 2 日を経過するまで	○
8	流行性角結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで	○
9	急性出血性結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで	○
10	溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して 24 時間を経過するまで	○
11	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	×

※インフルエンザ(様疾患)・新型コロナウイルス感染症は医師から指示された出席停止期間を学校にお知らせください。

出席停止の日数の数え方について

<例>インフルエンザ:「発症した後(発症日を 0 日目とする)5 日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」

	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日	○月6日	○月7日
熱	発熱	発熱	発熱	解熱 0 日	解熱1日	解熱2日	登校可
療養	療養0日目	療養1日目	療養2日目	療養3日目	療養4日目	療養5日目	登校可

※注意:療養4日目以降に解熱した場合は、療養期間が延長します。